

## 茨木市保育所等における感染症による出席停止取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市保育所等における保育の利用に関する規則（平成26年茨木市規則第63号。）第11条第1号の疾病（以下「感染症」という。）による出席停止の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における感染症は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(対象保育所)

第3 この要綱の対象となる茨木市保育所等は、茨木市立保育所及び小規模保育施設条例（昭和47年茨木市条例第12号）第2条及び茨木市待機児童保育室条例（平成25年茨木市条例第38号）に掲げる保育所及び保育室（以下「保育所等」という。）とする。

(感染症の予防)

第4 保育所長・保育室長（以下「保育所長等」という。）は、保育を受ける児童（以下「児童」という。）が感染症にかかっているとき、又はかかっている疑いのある児童を発見したときにおいて、必要と認めるときは、医師の診断内容に基づき出席の停止の指示その他適当な措置を行うものとする。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の法令に定めるもののほか、感染症の種類によっては、他の機関と連携し、適切な措置をとるものとする。

(出席の停止)

第5 保育所長等は、児童が感染症にかかっているとき、又はかかっている疑いがあるときにおいて児童の出席を停止させるときは、別表第1及び別表第2に掲げる感染しやすい期間に鑑み、その理由及び期間を明らかにして、当該児童の保護者に指示しなければならない。

(届出)

第6 保護者は、児童が感染症にかかったときは、保育所等にその旨を届け出なければならない。

(保育所職員の責務)

第7 保育所長等その他の保育所職員は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症にかかった児童及びその保護者の人権に配慮しなければならない。

(登所の手続)

第8 保護者は、第6の届出をした児童を登所させようとするときは、別表第1及び別表第2に掲げる感染症の登所のめやすをもとにその判断をするものとする。

2 前項に規定する登所のめやすにより、児童を登所させようとするときは、別表第1に掲げる感染症（医師が当該感染症に類すると認めた感染症）にあつては意見書（様式第1号）を、別表第2に掲げる感染症（医師が当該感染症に類すると認めた感染症）にあつては登所申出書（様式第2号）を保育所長等に提出するものとする。

3 保育所長等は、保護者から提出のあつた前項の意見書又は登所申出書を確認し、児童の登所について指示するものとする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、感染症による出席停止の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から実施する。

別表第1 (医師の意見書が必要な感染症)

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱した後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	-	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
アデノウイルス咽頭炎	発熱等の症状が出現した数日間	発熱等の主な症状が消失した後2日経過していること
その他医師が上記の感染症に類するものと認めたもの	-	症状により医師において感染の恐れがないと認められていること

備考 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、(一)としている。

別表第2（医師の診断をもとに保護者が記入する登所申出書が必要な感染症）

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	-	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹に浸出液がある間	皮疹が乾燥しているか湿潤部位が被覆できる程度のもの
細菌性胃腸炎（サルモネラ・カンピロバクター等）	-	症状により医師において感染のおそれがないと認められていること
その他医師が上記の感染症に類するものと認めたもの	-	症状により医師において感染のおそれがないと認められていること

備考 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、（-）としている。

# 意見書

（あて先） \_\_\_\_\_ 保育所長（室長）

児童名 （ \_\_\_\_\_ ）

病名 （該当する番号に○印をつけてください）	1 麻疹（はしか）	2 インフルエンザ
	3 新型コロナウイルス感染症	4 風しん
	5 水痘（水ぼうそう）	6 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	7 結核	8 咽頭結膜熱（プール熱）
	9 流行性角結膜炎	10 百日咳
	11 腸管出血性大腸菌感染症（ O157・O26・O111 等 ）	
	12 急性出血性結膜炎	
	13 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	
	14 その他（アデノウイルス咽頭炎・ _____ 等）	

年 月 日から症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。

年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ (印)

様式第2号（第8関係）

# 登 所 申 出 書

（あて先） \_\_\_\_\_ 保育所長（室長）

児童名 （ \_\_\_\_\_ ）

病 名 (該当する番号 に○印をつけて ください)	1	溶連菌感染症	2	マイコプラズマ肺炎
	3	手足口病	4	伝染性紅斑（りんご病）
	5	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）		
	6	ヘルパンギーナ	7	RSウイルス感染症
	8	帯状疱疹しん	9	突発性発しん
	10	伝染性膿痂疹（とびひ）		
	11	その他（細菌性胃腸炎・		等）

（医療機関名） \_\_\_\_\_ において

症状が回復し、集団生活に支障がないと診断されましたので、登所します。

年 月 日

（保護者名） \_\_\_\_\_